

令和8年7月10日

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集 ー公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備ー

総務省は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案等について、令和8年7月11日（土）から同年8月10日（月）までの間、意見を募集します。

### 1. 概要

公共ブロードバンド移動通信システム（以下「公共BB」）は、VHF帯を活用し映像等の伝送を可能とする自営用ブロードバンド無線システムとして、公共機関で利用されています。

このたび、V-High帯マルチメディア放送の終了に伴い、当該周波数の一部を公共BBへ割り当てるため、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）からの一部答申を踏まえ、電波法施行規則の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該改正案について意見募集を行います。

### 2. 意見募集対象等

#### (1) 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表（別紙1）のとおり

#### (2) 意見募集対象

公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度改正案（別紙2）のとおり

#### (3) 意見提出期間

令和8年7月11日（土）から令和8年8月10日（月）〈必着〉（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙3）を御覧ください。

### 3. 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、関係省令等の改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。

### 4. 資料の入手方法

資料については、総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

<関係報道資料>

- ・「V-High 帯域における公共ブロードバンド移動通信システム及び狭帯域 IoT 通信システムに関する技術的条件」のうち「公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張及び狭帯域 IoT 通信システムの導入に係る技術的条件」－情報通信審議会からの一部答申－

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban13\\_02000131.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban13_02000131.html)

連絡先

総務省 総合通信基盤局 電波部

基幹・衛星移動通信課 重要無線室

担当：福川課長補佐、中島係長

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2 号館

電 話：03-5253-5888

E-mail：j-musen\_atmark\_soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示していますので、ご送信の際は、「@」に変更してください。)

# 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 1

## 【意見公募対象一覧】

意見募集対象	根拠規定
(1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案	電波法(昭和25年法律第131号)
(2) 平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第3号第50
(3) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案	電波法（昭和25年法律第131号）第7条第1項、行政手続法第5条第1項

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 「略」            2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。            「一・二 略」            三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（二七〇MHzを超え二一七・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直行周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直行周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備            「四〇九 略」            「三〇五 略」</p>	<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 「同上」            2 「同上」            「一・二 同上」            三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（二七〇MHzを超え二〇二・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直行周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直行周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備            「四〇九 同上」            「三〇五 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

周波数帯	不要発射の強度の許容値
〔略〕 一〇二MHzを超え一三〇MHz以下	〔略〕 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値
一三〇MHzを超え一GHz以下	1 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値 2 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値

改正前

周波数帯	不要発射の強度の許容値
〔同上〕 一〇七・五MHzを超え一一五MHz以下	〔同上〕 〔同上〕
一・一五MHzを超え一GHz以下	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許を受け、又は免許を申請している電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十二年総務省告示第三百七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に受けている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においてもなお効力を有する。

4 この告示の施行の際現にされている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を

行う無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。

○ 総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

[別表1～別表3 略]  
 [別紙1 略]  
 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準  
 [第1 略]  
 第2 陸上関係  
 [1 略]  
 2 公共業務用無線局  
 [(1)～(20) 略]  
 (21) 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局  
 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。  
 [ア～キ 略]  
 ク 周波数  
 周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、(ア)及び(イ)のとおり指定する。

チャンネル番号	チャンネル
[略]	[略]
6	197.5MHzから202.5MHzまでの周波数
7	202.5MHzから207.5MHzまでの周波数
8	207.5MHzから212.5MHzまでの周波数
9	212.5MHzから217.5MHzまでの周波数

(ア) チャンネル番号1から6までのチャンネルに含まれる周波数にあつては、次のとおり指定する

A 国、地方公共団体等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チャンネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波としてそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

B 指定公共機関等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チャンネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定する

[別表1～別表3 同左]  
 [別紙1 同左]  
 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準  
 [第1 同左]  
 第2 陸上関係  
 [1 同左]  
 2 公共業務用無線局  
 [(1)～(20) 同左]  
 (21) 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局  
 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。  
 [ア～キ 同左]  
 ク 周波数  
 周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、(ア)から(キ)までのとおり指定する。

チャンネル番号	チャンネル
[同左]	[同左]
6	197.5MHzから202.5MHzまでの周波数

(ア) 国、地方公共団体等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チャンネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波としてそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

ことができる。

C 5MHz以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5MHzのチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定する。

D 一の免許人に対し、二以上の200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあつては、一の免許人所属の2局目以降の200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局に係る主運用波及び第二運用波には、それぞれ既に免許している200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。

E 主運用波に限り、移動範囲に上空を含むことができる。この場合において、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、上空で使用することができる。」旨の附款を付すものとする。

F 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付すものとし、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付すものとする。

G 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すものとし、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付すものとする。

(イ) チャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数にあつては、次のとおり指定する

A チャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数は、Bに規定する場合を除き、(ア)に掲げるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数の指定を受けている免許人以外のもに指定する。ただし、申請者が初めて当該周波数の指定を受けた無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数が一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり、100局（一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数を効率的に利用するものとして、都道府県単位での利用に換算して、一都道府県当たり1対向（2局）程度を運用することを想定した局数。B及びCにおいて同じ。）以上である場合に限る。

B (ア)に掲げるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数の指定を受けている免許人にチャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数を指定する場合は、当該免許人が現に指定を受けている主運用波を使用する無線局が現に100局以上開設されており、かつ、当該免許人が新たにチャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数の指定を受けた無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数が一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり、100局以上である場合に限る。

C A又はBの規定により指定を受けたチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数に加え、当該チャンネルとチャンネル番号の異なるチャンネルに含まれる周波数を指定する場合は、当

(イ) 指定公共機関等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

該免許人が新たに当該周波数の指定を受けた無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数が一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり、100局以上である場合に限る。

D AからCまでの規定による審査に当たっては、初めて又は新たに周波数の指定を受けた200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許の有効期間における開設計画に係る資料の提出を求め、当該無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数を確認するものとする。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[ケ・コ 略]

サ 他の無線局への干渉回避

[(ア) 略]

(イ) クに掲げる表のチャンネル番号8及び9に含まれる周波数の電波の使用に当たっては、222MHzを超え230MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局へ干渉の影響を与えないよう、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講じられていること。

(ウ) [略]

[シ 略]

[(22) 略]

[3・4 略]

(ウ) 5MHz以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5MHzのチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定すること。

(エ) 一の免許人に対し、二以上の200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあっては、一の免許人所属の二番目以降の無線局に係る主運用波及び第二運用波には、それぞれ既に免許している無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。

(オ) 主運用波に限り、上空での利用を可能とする。その場合、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、上空で使用することができる。」旨の附款を付して指定する。

(カ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定する。

また、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付して指定する。

(キ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定する。

また、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付して指定する。

[ケ・コ 同左]

サ 他の無線局への干渉回避

[(ア) 同左]

[新設]

(イ) [同左]

[シ 同左]

[(22) 同左]

[3・4 同左]

[第3～第5 略]

[別紙3 略]

[第3～第5 同左]

[別紙3 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

### 附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集  
ー公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備ー

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「1 概要」のとおり。

### 3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限内に提出してください。

下記(2)又は(3)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

#### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : [j-musen\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:j-musen_atmark_soumu.go.jp)

総務省 総合通信基盤局 電波部

基幹・衛星移動通信課 重要無線室 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りくださいますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 意見提出期間

令和8年7月11日(土)から令和8年8月10日(月)まで(必着)

(郵送による提出の場合、締切日の消印有効)

## 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合

があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室

担 当：福川課長補佐、中島係長

電 話：03-5253-5888

E-mail：j-musen\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課  
重要無線室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集ー公共ブロードバンド移動通信システムの周波数拡張に係る制度整備ー」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見